

第 9 版食品添加物公定書の作成に伴う規格基準の改正について（追加）

1. 経緯

食品添加物公定書（以下「公定書」という。）は、昭和 35 年に第 1 版が作成されて以来、平成 19 年の第 8 版の作成まで、逐次改正が行われてきた。公定書の改正に際しては、前回の改正以降に設定された食品添加物の規格基準を収載するとともに、一般試験法や成分規格の見直し、既存添加物の規格の設定、記載方法の改良等について検討し、食品添加物公定書の改正に併せて、告示の改正を行ってきた。

このことから、第 9 版食品添加物公定書の作成に伴う、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の改正については、食品健康影響評価等が実施され、平成 28 年 6 月 14 日付け府食第 385 号及び第 386 号によって、その評価結果等が通知され、これを受けて、平成 28 年 8 月 30 日に行われた薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において、審議され、了承された。

一方、その後、アスパラギナーゼ（*A. oryzae* NZYM-SP 株由来）、亜セレン酸ナトリウム、オクタン酸、過酢酸製剤、次亜臭素酸水及び 1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸については、添加物の指定等がなされ、規格基準が設定されたことから、今後、当該添加物を公定書に収載するに当たり、当該 6 規格の記載の統一等を行うため、規格基準の改正を行う。

2. 改正内容

アスパラギナーゼ（*A. oryzae* NZYM-SP 株由来）、亜セレン酸ナトリウム、オクタン酸、過酢酸製剤、次亜臭素酸水及び 1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸について、以下の項目の内容の改正を行う

(1) ヒ素の規格値の換算

ヒ素試験法について、ヒ素の規格値を「 As_2O_3 として」から「Asとして」に改正する。

これに伴い、アスパラギナーゼ（*A. oryzae* NZYM-SP 株由来）、亜セレン酸ナトリウム及び 1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸の成分規格について、以下のとおり改正する。

改正の理由としては、JECFA において、As として規格が設定されていることから、JECFA との整合性を図るため、規格値の変更を行うものである。なお、分子量の換算を行ったのみであり、規格値については実質的に変更はない。

添加物の名称	ヒ素の規格値 の改正内容 ($\mu\text{g}/\text{g}$)
アスパラギナーゼ（アスパラギナーゼ（ <i>A. oryzae</i> NZYM-SP株由来））	4.0→3
亜セレン酸ナトリウム	4.0→3
1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸	6.7→5

(2) 一般試験法の設定に伴う、記載の整備

- ① 鉛試験法について、一般試験法を定めることから、アスパラギナーゼ（*A. oryzae* NZYM-SP株由来）、オクタン酸及び次亜臭素酸水の記載を一般試験法に変更する。
- ② 微生物限度試験について、国際整合性を考慮し、JECFA との整合を図る観点から、一般試験法に真菌数試験、大腸菌群試験及びサルモネラ試験を設定するとともに試験法を定める。

これに伴い、アスパラギナーゼ（*A. oryzae* NZYM-SP株由来）の微生物限度の項について、試験法の記載を整備する。

(3) その他

用語及び用例の統一、試薬・試液等について原則 JIS に基づく名称への変更、CAS 番号の追記並びに滴定の終点及び希釈操作を明らかにすることによる精度の向上・操作性の向上を図るための記載整備を行う。